

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第6章 権務</p> <p>第1節 権務</p> <p>(トラヒック又は回線数等の通知)</p> <p>第50条 1～2（略）</p> <p>3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者（当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8-11欄において同じとします。）は、当社が定める期日までに、別表3（様式）様式第24-4の書面により、見込み需要（各月末の契約数（協定事業者が端末系交換機能第10欄イ欄を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1（網使用料）1（適用）第8-11欄及び2（料金額）2-2第10欄イ欄において同じとします。）及び各月の送受信データ量（ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ（Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。）の量をいいます。以下同じとします。）とします。以下第69条及び第74条において同じとします。）を当社に通知することを要します。</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第4節 料金の計算及び支払い</p> <p>（網使用料の実績に基づく精算）</p> <p>第74条 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定する端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値（以下この条において「当年度実績」といいます。）を把握したときは、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>	<p>第6章 権務</p> <p>第1節 権務</p> <p>(トラヒック又は回線数等の通知)</p> <p>第50条 1～2（略）</p> <p>3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者（当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8-11欄において同じとします。）は、当社が定める期日までに、別表3（様式）様式第24-4の書面により、見込み需要（各月末の契約数（優先クラス通信機能を利用するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1（網使用料）1（適用）第8-11欄及び2（料金額）2-2第10欄イ欄において同じとします。）及び各月の送受信データ量（ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ（Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。）の量をいいます。以下同じとします。）とします。以下第69条及び第74条において同じとします。）を当社に通知することを要します。</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第4節 料金の計算及び支払い</p> <p>（網使用料の実績に基づく精算）</p> <p>第74条 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定する端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値（以下この条において「当年度実績」といいます。）を把握したときは、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算用料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。</p>

附則（令和元年6月25日西設相制第2号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年6月25日から実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第74条（網使用料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成30年度の優先クラス通信機能に係る精算用料金は以下のとおりです。また、当該精算に用いる見込み需要の実績値について、実績契約数は、優先クラス通信機能を利用するIP通信網サービスの各月末の回線数の合計とし、実績送受信データ量は、1Mbit未満のものは各月で切り上げて1Mbitとします。

（1）端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
一般収容局ルータ優先パケット識別機能	イ欄	1契約数ごとに月額 1.97円	_____

（2）ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
一般中継系ルータ交換伝送機能	ウ欄	1Mbitまでごとに月額 0.00028086円	_____